

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第76号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)</p> <p>第14条 宿日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その勤務1回につき、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う第1号会計年度任用職員にあっては<u>7,400円</u>、その他の第1号会計年度任用職員にあっては<u>4,400円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)</p> <p>第14条 宿日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その勤務1回につき、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う第1号会計年度任用職員にあっては<u>7,700円</u>、その他の第1号会計年度任用職員にあっては<u>4,700円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>(会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条の2 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じ</p>	<p>(会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条の2 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗</p>

て得た額の総額を超えてはならない。 3～5 [略]	じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 [略]
------------------------------	-------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条の2 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条の2 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第20条第2項及び第22条の2第2項の規定は同年12月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。